

[事案 2019-89] 転換契約無効請求

・令和元年 11 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

特別条件を承諾した際に説明なく保険料払込免除特約が外れたことを不服として、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 12 月に契約した医療保険を平成 29 年 11 月に組立型保険に転換した際、告知内容によって特別条件付となり、特定疾病部位不担保の承諾書および保険料払込免除特約を付加しないこと等を内容とする申込書訂正請求書・変更承諾書等を提出した。しかし、以下等の理由により、転換を無効にして、転換前契約に戻してほしい。または、転換後契約に保険料払込免除特約を付加してほしい。

- (1) 募集人から、保険料払込免除特約が付加されると説明されたので、契約した。
- (2) 募集人から、特別条件の承諾が必要と言われたので署名したが、保険料払込免除特約が外れるとは思わなかった。
- (3) 転換に際し、クーリング・オフ制度や注意喚起情報等の重要事項について詳細な説明を受けていない。
- (4) 申込書・告知書・意向確認書の控えも渡されていない。
- (5) ご契約のしおり・約款は、冊子を選べず、自分は P C を所持していないが、C D - R O M で受け取った。

<保険会社の主張>

以下の理由から、募集人に説明不足ではなく、契約者の意向に沿った対応をしているので、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人は、申立人から、保険料払込免除特約が付加されているから転換するといった話は聞いていない。
- (2) 申込書訂正請求書について、保険料払込免除特約は健康状態の関係で付けられないことを説明した。
- (3) 注意喚起情報は冊子を使用して説明し、クーリング・オフ制度も説明している。
- (4) 申込書の控えは渡している。
- (5) ご契約のしおり・約款は、冊子と C D - R O M を提示したところ、申立人が C D - R O M を希望した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時および特別条件承諾時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による説明不足があったとは認められず、申立人が主張するような誤信をしていたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。